

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	日進市 (23230)
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (三本木・米野木)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	56.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	48.6 ha
② 田の面積	48.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農地の多くは土地改良事業により水田換地され農振農用地に指定し、水稻作を中心とした農業が営まれている。

・愛知用水幹線よりも東側の地区では、パイプラインは敷設されておらず、用水路により川やため池の水を農業利用しているため、水の管理が容易ではない。

・丘陵地となっている地区では、農地間に段差があり、畦畔を撤去して作業の効率化・農地の集約化をすることがしにくい。

・農事組合法人は設立されておらず、多くの水田が認定農業者である「株尾東農産」に使用貸借・作業委託をしている一方で、利用権による耕作をしていない地区も存在しており(作業受託はしている)、自作している割合が他地区よりも多いところもある。

・個人で複数の水田の耕作を請け負っている担い手もいるが、耕作している農地が点在化している。

・イノシシによる獣害被害が深刻で、集落全体で休耕せざるを得ない地域もある。

・同じ地域の農地でも個別に作る米の品種が異なるため、作業時期が異なっているため、各作業に支障が出ることもある。

・耕作者、地権者の高齢化が進行し、後継者が不足している。

・イノシシの被害防止のために農地に設置された柵により、農業機械の進入や除草作業にも支障が出ているため、その他獣害対策も検討が必要である。

・一定の地域ごとに作付けする品種をそろえる調整ができると良い。

・各種条件(水利、面積、段差)により、自作している割合が多いものの、将来の担い手が不足することが考えられる。

また、農家は小規模経営のため、個人で稲作用機械を所有・維持することが難しい状況がある。既に耕作放棄地が増加しており、高齢化と担い手不足による更なる耕作放棄地の増加が懸念される。荒廃化する前に集約・集積を進めなければ専業農家の生計が成り立つ見込みがない。

・地域の農機具店が無くなり、機械の修理が容易にできなくなった。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

対象地のほとんどが土地改良事業により水田換地された農地であり、畑作への転作は容易ではないことから、今後も水稻の作付けが主となる。耕作放棄地を解消し農地を適正に管理することで、イノシシによる獣害被害の減少につなげていく。新たな担い手等と協力し、耕作放棄地となった理由に応じた解消方法を実行していく必要がある。また、主な担い手となる尾東農産とその他の担い手が効率良く農地を耕作できるような集約化を目指す。裏作ができる地域においては、将来的には水稻・大豆・麦等、経営所得安定対策等の活用も視野に入れていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

主な担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、地権者の意向や既存の担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	67.2	%	将来の目標とする集積率	83.7	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

認定農業者、認定新規就農者及び、規模拡大の意向のある担い手をメインに農地の集積を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

担い手が決まり次第、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組

対象区域においては基盤整備事業は完了しているため、面整備における新たな取組の予定はないが、災害等に備えた、ため池による開水路機能の維持・管理に努めていく。また、一部地域においては、災害等によりパイプラインが不通となった場合を想定し、川からの取水による開水路機能の維持・管理に努めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

市主催の「日進アグリスクール」を活用することにより、新たな経営体の確保に努め、また同じく市主催の「農業よろず相談」による栽培・経営改善の指導等を活用することにより、既存経営体の育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

自ら耕作している地権者に対し、個人で実施できないような作業においては、農業支援サービス事業者や担い手等への積極的な作業委託を呼び掛けていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣による農作物被害が発生している農地においては、市補助制度(日進市有害獣類被害防止対策事業)を積極的に活用し、鳥獣被害の防止に努めていく。また、耕作放棄地の解消により、イノシシなどの有害獣が寄り付かないような環境整備に努める。

⑧農業用水に関して、三本木地区全域が用水路利用によるため、営農組合を中心に既設用水路の維持管理に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (番号)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	4	水稻	12.22 ha	15.28 ha	水稻	13.55 ha	15.28 ha	凡例参照	
認就	14	水稻	0.35 ha		水稻	7.15 ha	1.00 ha	凡例参照	
サ	17	水稻	0.32 ha		水稻	0.35 ha		凡例参照	
利用者	19	水稻	0.85 ha		水稻	0.94 ha		凡例参照	
利用者	24	水稻・野菜	0.76 ha		水稻・野菜	0.84 ha		凡例参照	
認農	2	酪農	8.40 ha		酪農	8.40 ha		凡例参照	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		22.90 ha	15.28 ha		31.24 ha	16.28 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	株尾東農産	水稻作業一式	水稻
2	坂田 英二	水稻作業一式	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

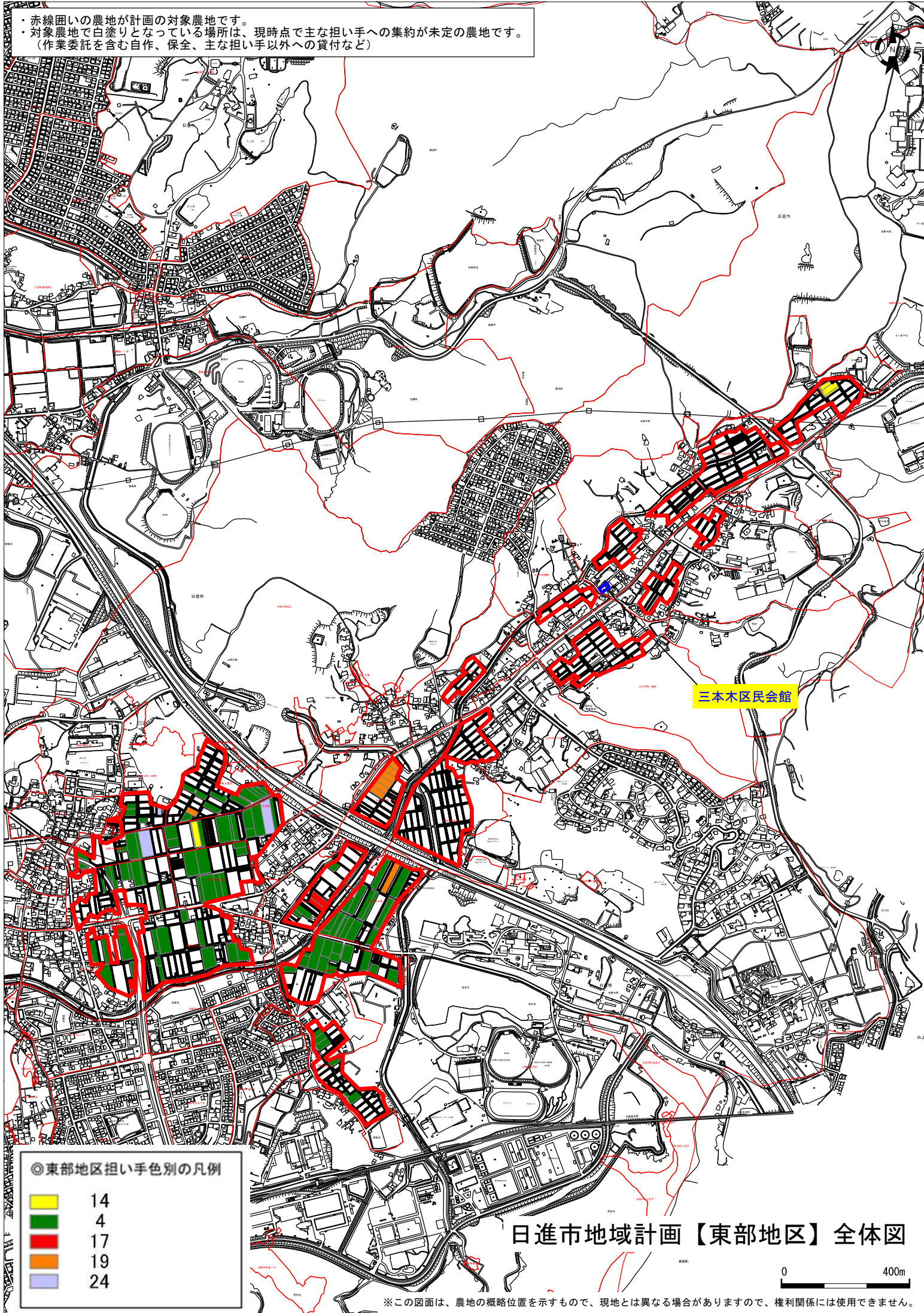
農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

- ・赤線囲いの農地が計画の対象農地です。
- ・対象農地で白塗りとなっている場所は、現時点で主な担い手への集約が未定の農地です。
(作業委託を含む自作、保全、主な担い手以外への貸付など)



◎東部地区担い手色別の凡例

14	17
4	19
17	24
19	
24	

日進市地域計画【東部地区】全体図

0 400m

※この図面は、農地の概略位置を示すもので、現地とは異なる場合がありますので、権利関係には使用できません。

